

令和3年（ネ）第165号損害賠償請求控訴事件

直送済

控訴人兼被控訴人（第1審原告） 佐藤敏彦 外1271名

控訴人（第1審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第1審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第1審被告） 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

### 控訴答弁書(2)

（「控訴理由書（損害論）」について）

令和4年3月14日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人（第1審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

柳 田 一 宏



同

滝 充 人



同

奥 田 洋 平



同

関 卓 人



同

谷 内 麻里亜



同

宮 下

敬



同

棚 村

友



同

田 中

秀



同

青 木

翔太郎



同

石 神

脩 平



訴訟復代理人弁護士

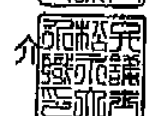
大 胡



同

松 永

大



## 目 次

第1	はじめに .....	1
1	一審原告らの主張の要旨 .....	1
2	一審被告東電の反論の要旨 .....	1
第2	一審原告らの主張する「精神的人格権としての平穩生活権」は「権利又は法律上保護される利益」ではない .....	2
1	一審原告らの主張 .....	2
2	一審被告東電の反論 .....	3
	(1) 一審原告らが主張する「精神的人格権としての平穩生活権」の侵害の結果生じるとされる「被害」は、放射線被ばくの不安に起因するものであり、「身体権に接続した平穩生活権」の侵害の結果生じるとされる「被害」と同じである.....	3
	(2) 「精神的人格権としての平穩生活権」は、利益の客体・内容及び利益帰属主体の範囲が不明確であり、他の法益と独立に法律上保護される利益とは認められない.....	4
	(3) 「精神的人格権としての平穩生活権」は、不法行為法上保護に値するだけの法的根拠を欠く.....	6
	(4) 「精神的人格権としての平穩生活権」は、個人に排他的に帰属するものではない.....	7
	(5) 「精神的人格権としての平穩生活権」について、一般社会生活上受忍すべき限度を超える利益侵害はない .....	8
第3	「身体権に接続した平穩生活権」の侵害の有無 .....	16
1	一審原告らの主張 .....	16
2	侵害行為の態様と侵害の程度、及び、被侵害利益の性質と内容....	17
	(1) 一審原告らの主張.....	17

(2) 一審被告東電の反論.....	1 8
3 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況.....	2 0
(1) 一審原告らの主張.....	2 0
(2) 一審被告東電の反論.....	2 0
<b>第4 利益侵害の期間.....</b>	<b>2 2</b>
1 一審原告らの主張.....	2 2
2 一審被告東電の反論.....	2 3
(1) 除染作業（上記主張①に対する反論）.....	2 4
(2) 空間放射線量率（上記主張②に対する反論）.....	2 5
(3) 航空機モニタリングの調査結果（上記主張③に対する反論）....	2 6
(4) 食品・水道水等（上記主張④に対する反論）.....	2 6
(5) 冷温停止・収束宣言（上記主張⑤に対する反論）.....	2 8
<b>第5 損害額.....</b>	<b>2 8</b>
1 一審原告らの主張.....	2 8
2 一審被告東電の反論.....	2 9
(1) 共通の損害（上記主張⑥に対する反論）.....	2 9
(2) 賠償額の相当性（上記主張①～⑤に対する反論）.....	3 1

本書では、一審原告らの2021（令和3）年11月30日付け控訴理由書（損害論）（以下、「一審原告ら控訴理由書（損害論）」という。）に対する被控訴人兼控訴人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「一審被告東電」という。）の反論を述べる。

## 第1 はじめに

### 1 一審原告らの主張の要旨

一審原告らは、一審原告ら控訴理由書（損害論）の冒頭において、原判決には以下の二点について看過し難い重大な誤りがあるとし、これらの誤りにより損害の範囲が質及び継続期間の両面で狭まり、損害評価も被害の実相に見合わない非常に不十分なものであると主張する。

- ① 原判決は、本件事故によりいわき市民が被った法益侵害（被侵害利益）の重大性についての検討及び理解が不十分である（一審原告ら控訴理由書（損害論）7頁）。
- ② 原判決は、損害認定のための指標として、空間放射線量率を唯一といってよいほどに重要視している（一審原告ら控訴理由書（損害論）7頁）。

### 2 一審被告東電の反論の要旨

- 1 上記①の点について、一審被告東電としても、原判決が法益侵害（被侵害利益）の検討及び理解が不十分であることを否定するものではない。しかし、(i) 自主的避難等対象区域の一審原告らに「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められず、また、(ii) 本件旧屋内退避区域の一審原告らについても、遅くとも2011（平成23）年4月23日以降は、「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められないことについては、一審被告東電控訴理由書5

～33頁に記載したとおりである。

2 上記②の点について、そもそも原判決は、空間放射線量率を損害認定のための指標として唯一重要視しているわけではない。また、空間放射線量率の多寡及び放射線被ばくによる健康影響の有無・程度並びにこれらに対する客観的・科学的根拠の有無は、「権利又は法律上保護される利益」の侵害の有無を判断するに当たって極めて重要な考慮要素であり、これを損害の認定に当たり重要視することは当然である。

## 第2 一審原告らの主張する「精神的人格権としての平穏生活権」は「権利又は法律上保護される利益」ではない

### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、「権利又は法律上保護される利益」の内容として、以下の2つの「平穏生活権」を挙げ、(a)本件事故直後から2011（平成23）年4月末頃までの時期は、「①身体権に接続した平穏生活権」が、(b)2011（平成23）年5月から2013（平成25）年4月頃までの時期は、「①身体権に接続した平穏生活権」とともに「②精神的人格権としての平穏生活権」が、(c)2013（平成25）年4月頃から現在までの時期は、「②精神的人格権としての平穏生活権」が侵害されていると主張する（一審原告ら控訴理由書（損害論）9～12頁）。

#### ① 身体権に接続した平穏生活権

- (i) 生命・身体を侵害されるのではないかとその即時的・リアルな恐怖（一審原告ら控訴理由書（損害論）9頁）によって精神的平穏を侵害されない利益
- (ii) 深刻な健康被害の恐れ・不安（一審原告ら控訴理由書（損

害論) 10～11頁) によって精神的平穩を侵害されない利益

② 精神的人格権としての平穩生活権

- (i) 深刻な健康不安ゆえに生ずる様々な日常生活・活動に対する著しい阻害(一審原告ら控訴理由書(損害論) 11頁) によって精神的平穩を侵害されない利益
- (ii) 払拭できない被ばく不安からくる行動の抑制など、日常生活上の継続するストレス(一審原告ら控訴理由書(損害論) 12頁) によって精神的平穩を侵害されない利益
- (iii) 長期間をかけて築いてきた地域の人間関係や、毎日の生き甲斐などの人格的生存に不可欠な利益(一審原告ら控訴理由書(損害論) 22頁)

2 一審被告東電の反論

一審原告らが「権利又は法律上保護される利益」であると主張する利益のうち「② 精神的人格権としての平穩生活権」については、以下に述べるとおり、独立した法益として観念することはできず、「権利又は法律上保護される利益」ではない。(「① 身体権に接続した平穩生活権」については、下記「第3」以下において述べる。)

- (1) 一審原告らが主張する「精神的人格権としての平穩生活権」の侵害の結果生じるとされる「被害」は、放射線被ばくの不安に起因するものであり、「身体権に接続した平穩生活権」の侵害の結果生じるとされる「被害」と同じである

ア 一審原告らは、「精神的人格権としての平穩生活権」が侵害された結果生じる「被害」として、「深刻な健康不安ゆえに生ずる様々な日常生活

活・活動に対する著しい阻害（精神的人格権としての平穩生活権の侵害）」（一審原告ら控訴理由書（損害論）11頁）、「被ばくによる健康影響への深刻な不安は、原告らいわき市民をして、様々な行動の抑制へと突き動かした。そのことにより、……人格的生存に不可欠な利益までもが失われあるいは毀損されている」（一審原告ら控訴理由書（損害論）21～22頁）などとしてその独自性を主張する。

イ しかし、一審原告らが主張する上記の「被害」の要素は、いずれも、被ばくによる健康不安の結果付随的に生じるものに過ぎない。すなわち、一審原告らは、「精神的人格権としての平穩生活権」の侵害の結果生じる「被害」として、「深刻な健康不安ゆえに生ずる」あるいは「被ばくによる健康影響への深刻な不安は……様々な行動の抑制へと突き動かした」としているが、一審原告らの主張を前提としても、いずれの「被害」も、「被ばくによる健康影響への深刻な不安」を起因とするいわき市民の行動の結果生じたものであることから、当該「不安」の結果付随的に生じるものに留まる。つまり、「身体権に接続した平穩生活権」が侵害された結果生じるとされる「被害」とその内容は同じである。このように、一審原告ら自身も、「精神的人格権としての平穩生活権」（が侵害された結果生じる「被害」）を、健康不安を内容とする「身体権に接続した平穩生活権」から独立した権利利益として位置付けていない。

ウ したがって、「精神的人格権としての平穩生活権」は、「身体権に接続した平穩生活権」とは別の独立した利益として検討されるべきものではない。

- (2) 「精神的人格権としての平穩生活権」は、利益の客体・内容及び利益帰属主体の範囲が不明確であり、他の法益と独立に法律上保護される利益



### とは認められない

ア 「法律上保護される利益」といえるためには、権利の客体・内容及び利益帰属主体の範囲が明確である必要がある<sup>1</sup>。

イ しかし、一審原告らが「精神的人格権としての平穩生活権」の客体・内容として挙げていると思われる①から⑦までの事情（一審原告ら控訴理由書（損害論）22頁）は、いずれについても、「生活費を代替する利益」（①の事情）、「地域住民とつながり、相互に助け合う利益」（②の事情）、「地域の自然環境を享受し恩恵を受ける利益」（③の事情）、「家族間・地域住民同士の軋轢、不公平感」（④の事情）、「子どもの生活環境及び教育環境」（⑤の事情）、「地域力」（⑥の事情）、「精神的に満ち足りた生活」（⑦の事情）等の抽象的かつ情緒的な内容であって、極めて曖昧不明確である上に、個々人の主観的な捉え方・受け止め方によってその内実は多種多様であり、到底、これらの範囲を客観的に特定できない。

また、利益帰属主体の明確性の観点からも、本件事故時点のいわき市民であれば足りるのか、一定年数以上いわき市で生活をしている者に限られるのか、将来移住することを具体的に予定している者にも利益の帰属が認められるのか、あるいは、現在は他の地域に居住しているもののいわき市で生まれ育った者はどうなのかなど、具体的にいかなる属性の者が利益帰属主体となるのか明らかにならなければ「法律上保護される利益」とはいえないところ、一審原告らは、「精神的人格権としての平穩生活権」の帰属主体の範囲について、単に「いわき市民である」とい

---

<sup>1</sup> 潮見佳男『不法行為法Ⅰ（第2版）』（信山社出版、2009年）33頁。

うこと以外、何ら特定していない<sup>2</sup>。

ウ したがって、「精神的人格権としての平穩生活権」の具体的な客体・内容及び利益帰属主体の範囲が明らかとなっておらず、「法律上保護される利益」の主張立証として不十分であって、他の法益と独立した「法律上保護される利益」とは認められない。

(3) 「精神的人格権としての平穩生活権」は、不法行為法上保護に値するだけの法的根拠を欠く

ア 不法行為法上の新しい「法律上保護される利益」を創出する場合、国民一般の注意義務の対象が新たに生成されるため、多数の者の間の権利関係を相互妥協のもとで調整するべく、民主的な立法過程を経る必要があるのが原則である<sup>3</sup>。したがって、仮に立法過程を経ずに、司法がなし得るとすれば、それは既に広く国民一般の間で疑問なく受け入れられた利益を追認することにとどまることになる<sup>4</sup>。

イ そして、「長期間をかけて築いてきた地域の人間関係」、「毎日の生き甲斐」、「地域住民とつながり、相互に助け合う」、「地域の自然環境を享受し恩恵を受ける」、「地域力」（一審原告ら控訴理由書（損害論）22頁）などというものは、故郷やコミュニティに対するいわばノ

<sup>2</sup> 一審原告らは、「『長期間をかけて』築いてきた地域の人間関係」（一審原告ら控訴理由書（損害論）22頁）を被侵害利益の内容として主張しているが、そうだとすれば、単に「いわき市民」であるというだけでは足りず、少なくとも、本件事故時点でいわき市に長期間居住していた事実がなければ、かかる利益の帰属主体となることはあり得ないことになる。

<sup>3</sup> 阿部泰隆「景観権は私法的（司法的）に形成されるか（上）」自治研究81巻2号（2005年）3頁以下、能見善久「日本私法学会シンポジウム資料 新しい法益と不法行為法の課題 報告Ⅰ 総論」NBL936号（2010年）8頁以下。

<sup>4</sup> 最判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁、最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁など参照。

スタルジックな想いや心情にすぎない。そのような想いや心情は、あくまで主観的な価値判断であって、個々人の価値観等によってその有無・内容が様々に変わり得るものである。最高裁判所の判例においても、この種の個人の想いや心情などは、法律上保護される利益として認められておらず、独立した法的利益として、あるいは当然に侵害されるべきではないものであるとの共通認識はなく、「既に広く国民一般の間で疑問なく受け入れられた利益」であるとはいえない。

ウ したがって、「精神的人格権としての平穩生活権」には、不法行為法上保護に値するだけの法的根拠がない。

(4) 「精神的人格権としての平穩生活権」は、個人に排他的に帰属するものではない

ア 一審原告らが「精神的人格権としての平穩生活権」の侵害の有無の判断要素として挙げている「①農作物・魚介類、山菜等の自然の恵みの交換や自給自足等によって生活費を代替する利益」、「②野外活動を通じて地域住民とつながり、相互に助け合う利益」、「③地域の自然環境を享受し恩恵を受ける利益」、「④いわき市民と避難者間の人間関係」、「⑤子どもの生活環境及び教育環境」、「⑥地域力」、及び「⑦上記①～⑥による、人格を発展させ、あるいは精神的に満ち足りた生活を送る利益」といったもの（一審原告ら控訴理由書（損害論）22頁）は、あくまで、一定の広い範囲における便益を内容とするもの、言い換えれば、不特定多数者の集団的利益又は一般的公益に属する利益である。したがって、法令に特段の規定がない限り、これらの利益がいわき市の住民個人に帰属する「法律上保護される利益」になることはない。

イ この点、自転車競技法4条2項に基づく場外車券販売施設の設置許可

に対する取消請求の事案において、最高裁は、当該施設の周辺住民等に、違法な場外施設の設置許可に起因する善良な風俗及び生活環境に対する著しい被害を受けないという具体的利益があると認めた原審を破棄し、  
「場外施設が設置、運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通、風紀、教育などの広い意味での生活環境の悪化であって、その設置、運営により、直ちに周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難いところである。そして、このような生活環境に関する利益は、基本的には公益に属する利益というべきであって、法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。」として、生活環境に関する利益が個々の周辺住民の個別的利益ではないと判示している<sup>5</sup>。

(5) 「精神的人格権としての平穩生活権」について、一般社会生活上受忍すべき限度を超える利益侵害はない

ア 一審原告らの主張

一審原告らは、「精神的人格権としての平穩生活権」につき、その侵

---

<sup>5</sup> 最判平成21年10月15日民集63巻8号1711頁。同判例は、抗告訴訟における原告適格に関して、「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1項）の該当性が問題となったものであるが、「生活環境」に関する利益が基本的に「公益に属する利益」であり、生活環境の悪化が直ちに個々人の個別的利益の侵害として評価されるものではないことを示したものである。この点、一審原告らが主張する「①農作物・魚介類、山菜等の自然の恵みの交換や自給自足等によって生活費を代替する利益」、「②野外活動を通じて地域住民とつながり、相互に助け合う利益」、「③地域の自然環境を享受し恩恵を受ける利益」、「④いわき市民と避難者間の人間関係」、「⑤子どもの生活環境及び教育環境」、「⑥地域力」、及び「⑦上記①～⑥による、人格を発展させ、あるいは精神的に満ち足りた生活を送る利益」は、いずれも結局のところ「生活環境」に属する利益を問題とするものであって、引用判例は本件においても参照する意義のあるものである。

害を示す事情として、概要、以下の事情を挙げている（以下のうち①～⑥は一審原告ら控訴理由書（損害論）11頁、⑦は33～34頁、⑧は34～35頁）。

- ① 低線量ではあっても放射能汚染地域であることによって引き起こされる風評被害やその対応を余儀なくされる被害
- ② 地域力（とりわけ地域ブランド力）の低下
- ③ 従前のような自然環境や自然からの恵みを享受できないなどの生活の質の低下
- ④ 低線量であるがゆえに、その影響についての意見が分かれることで引き起こされる住民間の軋轢や分断によるストレス
- ⑤ 放射能のことなど忘れたいという気持ちや、その不安や被害を公にすることにより、復興の妨げになるのではないか、風評被害を助長してしまうのではないかという懸念から、不安を公にできないことへのストレス
- ⑥ 自家野菜生産や野草・キノコ採り等楽しみの喪失など、本件事故がなければ負担することなど絶対に無かったストレスや不安
- ⑦ 子ども達の生活・教育の変化
  - a 外遊びの制限、それによる体力低下や肥満などの影響は将来にわたり続く被害である（原告番号1288高野章子本人調書14頁）
  - b 年齢に応じて2～4年間、自身の子ども達を公園で遊ばせるのを避けてきた（原告番号1506鈴木雅史本人調書10～11頁）
  - c いわき市内の小中学校では、2011（平成23）年はプールの授業を実施しておらず、その後も、少なくとも2017

(平成29)年までは慎重に線量を測定した上で、プールの授業を実施していた。また、学校で除染した残土の近くで子ども達が遊んでいる状態が6年間も続いた(原告番号1081佐藤明美本人調書11・13頁)

⑧ 行動の抑制、自然の享受の喪失

- a 汚染されている恐れがある山や海・川ではキャンプをする気持ちにならなくなったり、家庭菜園を止めてしまった家族もいた(原告番号1288高野章子本人調書13～14頁)
- b 趣味のサーフィンを諦めてしまい、海での仲間との交流もなくなった(原告番号1506鈴木雅史本人調書12・14頁)
- c 山菜や川魚といった山の幸を採る気持ちにならなくなった。また、山菜や野菜などを人にあげてもよいのか躊躇するようになった(原告番号2304高萩民雄本人調書2頁以下)

イ 一審被告東電の反論

下記「第3」のとおり、権利・利益の対象範囲が明確に確定されていない一定の利益が「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」であるといえるか否かについては、「受忍限度論」(当該利益に対する侵害行為について、一般社会生活上受忍するのが相当か否かという基準)に基づいて判断する必要があるところ、以下に述べる理由から、一審原告らが挙げている上記の各事情は、各侵害態様について「一般社会生活上受忍すべき限度」を超える利益侵害を基礎づけるものではない。

- (ア) 風評被害による損害に対する自主賠償の実施(上記主張①に対する反論)

事業者の営業損害や風評被害等の損害のうち、本件事故と相当因果関係を有するものについては、一審被告東電にて、既に別の損害項目として賠償済みである（一審被告東電準備書面（17）17頁）。例えば、風評被害により生じた損害に対する賠償として、原告番号2045が運営している水産株式会社には1億4204万2132円が、原告番号1260が運営している食品工業有限会社には873万4115円が支払われている。

また、本訴訟においては、「風評被害」によりいずれの一審原告がどのような被害を受けたのかについての主張や立証はなされていない。したがって、「風評被害」による損害が生じた一審原告らに対しては当該損害を填補済みであることから、さらに加えて慰謝料が支払われるべき理由はない。

(イ) いわき市の地域経済の好転（上記主張②に対する反論）

以下の事情に照らせば、いわき市の地域経済は本件事故以降大きく回復し、むしろ本件事故以前と比較しても経済状況は好転しており、地域力（地域ブランド力）の低下があったとはいえない。

- a いわき市の大型小売店等販売額は、2011（平成23）年4月には本件事故前と同程度の水準（98.8%）まで回復し、同年5月以降は本件事故前の直近年同月比110%前後の水準を維持しており、本件事故が個人需要を押し下げる要因とはなっていない（乙C52の1～4）（一審被告東電準備書面（13）20～22頁）。
- b いわき市の自動車新規登録台数は、2011（平成23）年9月に本件事故前と同程度の水準（95.0%）まで回復し、2011（平成23）年10月以降は、本件事故前を大きく超える水準で

需要が継続している（乙C52の1及び3）（一審被告東電準備書面（13）22～23頁）。

- c いわき市の新設住宅着工数は、2011（平成23）年11月以降、概ね本件事故前の水準を大きく上回る新設住宅着工数を維持しており、同市内での旺盛な建設需要の存在が確認できる。また、建築確認申請受付件数についても、本件事故前と比べて大幅に増加している（乙C52の1～3）（一審被告東電準備書面（13）23～26頁）。
- d いわき市における公共工事等受注額は、復興需要を受けて、2011（平成23）年10月以降、概ね前年を大きく上回る受注額となっている（乙C52の1～3）（一審被告東電準備書面（13）26～27頁）。
- e いわき市における新規求人倍率及び有効求人倍率は、本件地震後も落ち込んでおらず、高い水準を維持していた。また、2012（平成24）年3月以降は、本件事故前と比べて200%から300%超の水準を維持しており、2014（平成26）年4月時点での全国の新規求人倍率1.64倍、有効求人倍率1.08倍（乙C54）と比較しても十分に高い数値を示している（一審被告東電準備書面（13）28～30頁）。
- f 地域イベントが多数開催されており、社会活動が活発に行われていた（一審被告東電準備書面（14）3～8頁）。

(ウ) 自然環境と「自然からの恵み」である海産物及び林産物の状況  
(上記主張③に対する反論)

- a 2016（平成28）年6月末時点においては、農地及び森林を含む土地について、除染発注数とほぼ同数について除染が実施さ



れているか、あるいは調査にて終了している（乙C41）（一審被告東電準備書面（17）15頁）。また、山林での屋外イベントは多数開催されており、自然環境を楽しむ機会は十分に提供されていた（一審被告東電準備書面（14）3～8頁）。

- b 海産物については、国から出荷制限の指示がなされた一部の海産魚介類についても、順次、当該出荷制限指示が解除されており（乙A71）、また、本件事故後、小名浜港や中之作港においては水揚げが再開されている（乙A73）（一審被告東電準備書面（14）10～11頁及び一審被告東電準備書面（18）31頁）。
- c 林産物の生産推移についても、木材は、2013（平成25）年には本件事故前とほぼ同水準に近づいている。また、なめこについても本件事故後は毎年回復傾向にあり、生しいたけについては2012（平成24）年度に本件事故前の水準を上回る程度に回復している（乙A76・14頁）（一審被告東電準備書面（14）12頁及び一審被告東電準備書面（18）33頁）。

(エ) 人間関係のストレスについて（上記主張④及び⑤に対する反論）

人間関係におけるストレスは、一審原告らとその周辺の個々人の人間関係や認識等に起因するものであり、本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある法律上保護される利益の侵害には当たらない（一審被告東電準備書面（17）13頁）。

(オ) 「本件事故がなければ負担することなど絶対に無かったストレスや不安」について（上記主張⑥に対する反論）

「本件事故がなければ負担することなど絶対に無かったストレスや不安」として、自家野菜生産や野草・キノコ採りの楽しみの喪失

などにまで、法律上保護される利益の侵害を広く認めることは、本件事故をきっかけとした生活の変化の全てを賠償対象とするとの結論に結びつきかねず、不法行為法上の「損害」概念を著しく拡張するものであって、認められない。また、下記「第4・2(2)」のとおり、いわき市の空間放射線量率は低い値で推移しており、自家野菜生産や野草・キノコ採りに当たって、具体的な健康リスクが懸念されるという状況にはなかった。

(カ) 子ども達の生活・教育の変化について（上記主張⑦に対する反論）

一審原告らが主張する事情は、いずれも一審原告らの一部の者による陳述であり、個人の主観的な事情に基づいて生活が変化していたことを示すにとどまる。そして、以下の客観的な状況のもとにおいては、「一般社会生活上受忍すべき限度」を超える利益侵害があるとはいえない。

- a いわき市では、2011（平成23）年4月6日に小・中学校において入学式・始業式が、同月7日に市立幼稚園の入園式が通常どおり行われた（乙A61の1・1頁、乙A61の2・3頁、一審被告東電準備書面（14）2頁）。
- b 2011（平成23）年8月には、いわき市内において、多くの夏祭りが開催されており、児童を含む若者が多数参加していた（乙A61の5・10～11頁、一審被告東電準備書面（14）3～4頁）。
- c いわき市では、従来、子どもの遊び場として、市内9か所の公立保育所の遊戯室が無料開放されていたが、2012（平成24）年1月4日からは、さらに4施設が遊戯室として開放されることになった（乙A61の9・16頁、一審被告東電準備書面（14）

5頁)。

- d 2012 (平成24)年6月20日には、いわき陸上競技場において、多くの児童が参加した「いわき市小学校陸上競技大会」が開催された(乙A61の15表紙、裏表紙、一審被告東電準備書面(14)7頁)。

(キ) 行動の抑制、自然の享受の喪失について(上記主張⑧に対する反論)

上記(カ)と同様、一審原告らが主張する事情は、いずれも一審原告らの一部の者による陳述であり、個人の主観的な事情に基づいて生活が変化していたことを示すにとどまる。そして、以下の客観的な状況のもとにおいては、「一般社会生活上受忍すべき限度」を超える利益侵害があるとはいえない。

- a 2012 (平成24)年7月16日、勿来海水浴場の海開きがあり、多くの来場者がいた(乙A61の16表紙、裏表紙、一審被告東電準備書面(14)7頁)。
- b 2012 (平成24)年6月30日、湯ノ岳山荘にて「第27回いわき市ファミリー緑の教室」という自然観察体験学習のイベントが開催された(乙A61の16裏表紙、一審被告東電準備書面(14)7頁)。
- c その他、本件事故直後の時点においても、2011 (平成23)年6月4日に、南の森スポーツパークで「世界最大級のオルゴール&野外バレエの競演」が開催されており、また、2011 (平成23)年10月1日及び同月2日には、21世紀の森公園で「がんばっぺ!いわき復興祭り」が開催された等、自然環境の中で楽しむ屋外イベントが多数実施された(乙A61の3裏表紙、

乙A61の5・8頁、乙A61の7表紙、裏表紙、一審被告東電準備書面（14）3～8頁）。

### 第3 「身体権に接続した平穩生活権」の侵害の有無

#### 1 一審原告らの主張

上記「第2」のとおり、一審原告らの主張する「精神的人格権としての平穩生活権」は、「権利又は法律上保護される利益」ではない。そこで、「権利又は法律上保護される利益」の侵害の有無を判断するに当たっては一審原告らの主張する「身体権に接続した平穩生活権」の侵害の有無を判断することになる。この点、一審原告らは、そのための判断要素として、一般人・通常人を基準として、社会的に合理性を有する不安ないし恐怖感が生じる場合（すなわち、科学的な基準ではなく、一般人・通常人の感覚に照らし、心理的に不安を感じる事が合理的であると評価される場合）には、侵害が認められ、賠償の対象になると主張する（一審原告ら控訴理由書（損害論）16～21頁）。

しかし、このように一般人・通常人の感覚に照らして、心理的に不安を感じる事が合理的であると言えれば平穩生活権（「身体権に接続した平穩生活権」）の侵害が認められるとすると、極めて曖昧に、かつ広範囲に不法行為の成立が認められることになり、私生活上の自由が大幅に制約されることになることから、一定の範囲に限定する必要がある。そして、このように権利・利益の対象範囲が明確に確定されていない一定の利益が「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」であるといえるか否かについては、当該利益に対する侵害行為について、「一般社会生活上受忍するのが相当か否か」という基準、すなわち、「受忍限度論」に基づいて判断する必要がある（一審被告東電控訴理由書6～7頁）。具体的には、(i) 侵害行為の態様と侵害の程度、(ii) 被侵害利益の性質と内容、(iii) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、

(iv) その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を総合的に考察した上で、平均的かつ一般的な人を基準として一般社会生活上受忍すべき限度を超えたものであるか否かを判断することになる<sup>6 7</sup>。

## 2 侵害行為の態様と侵害の程度及び被侵害利益の性質と内容

### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、「不安の合理性」として、一般人・通常人は、そもそも、放射線量の数値から健康リスクの有無を科学的に判断しているわけではないとして、以下の主張をする（一審原告ら控訴理由書（損害論）17～19頁）。

- ① 本件事故において、事故後制御が困難であったこと、事故当時の原子炉建屋の水素爆発を皆が見たこと、放射線被ばくに人を死に至らしめる潜在力があること、広い地域が汚染されたことなどから、一般人・通常人が「恐ろしい」と感じることは当然である（恐ろしさ因子）。
- ② 放射線は直接観察することができないこと、被ばくしていることを感じるできないこと、放射線被ばくの影響が直ぐには現れないこと、放射性物質を気にする生活が初めてであることなど（未知性因子）を踏まえると、低線量被ばくは、他のハザードと比較して、一般人・通常人に恐怖感・不安感がより強く生じさせやすい。

---

<sup>6</sup> なお、「身体権に接続した平穩生活権」の侵害の有無を判断するに当たって、受忍限度論を用いることについては、一審原告らとその主張の拠り所として用いている淡路剛久意見書（甲C3・4頁）においても肯定されている。

<sup>7</sup> 最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪空港事件上告審判決）、最判平成6年3月24日集民172号99頁（レディミクストコンクリート製造工場事件上告審判決）等。なお、レディミクストコンクリート製造工場事件上告審判決は、「公共性ないし公益上の必要性」を「侵害」の成否の考慮要素として挙げていないことから、判例上、「公共性ないし公益上の必要性」は、必ずしも受忍限度を超えるか否かの判断要素となっていない。

## (2) 一審被告東電の反論

### ア 不安の程度と「一般社会生活上受忍すべき限度」の関係

上記「1」のとおり、「権利又は法律上保護される利益」の侵害といえるためには、「一般社会生活上受忍すべき限度を超えた」と、平均的かつ一般的な人を基準として判断されなければならない。この点、一審原告らのあげる「恐ろしさ因子」は、客観的危険を度外視した主観的な感情に過ぎない。たとえ人間というものが非合理的、感情的な意思決定をしがちであるとしても、そのような意思決定を法的に保護しなければならないわけではなく、客観的な状況のもと「合理性」のある意思決定であるのかを検討しなければならない。

したがって、実際の放射線量の多寡及び当該放射線被ばくによる健康影響の有無・程度並びにそれらに対する客観的・科学的根拠の有無は、「一般社会生活上受忍すべき限度」を超えたか否かを判断するに当たって極めて重要な考慮要素である<sup>8</sup>。

### イ 低線量被ばくの健康リスク

国際的に合意されている科学的知見である低線量被ばくWG報告書及び2007（平成19）年のICRP勧告（ZA40、ZA41）によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明する

---

<sup>8</sup> 東京地判平成9年4月23日判例タイムズ983号193頁及び東京高判平成12年9月28日Westlaw Japan文献番号2000WLJPA09289001、並びに、大阪地判平成20年9月18日Westlaw Japan文献番号2008WLJPCA09186002

ことは難しい。それゆえ、現在の避難指示の基準である年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、（仮に、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方によっても）他の発がん要因によるリスクと比べて十分に低い水準である。実際、福島県が実施したホールボディカウンターによる検査において、その検査対象者の全てにおいて健康に害が及ぶ数値ではなかったことが確認されている（乙A37・14頁、乙A49）。

また、国連科学委員会（UNSCEAR）が2021（令和3）年3月9日付けで公表した2020年プレスリリースにおいても、本件事故によって福島県の県民に放射線被ばくが直接の原因となる健康影響が将来的に見られる可能性は低いと結論付けられている（乙A190）。

さらに、本件事故直後のいわき市の空間放射線量率は、いずれも、年間20ミリシーベルトを超えるものではなく、このことはいわき市の広報などを通じて広く知られていた<sup>9</sup>。また、放射性ヨウ素との関係でも、2011（平成23）年3月を通じて一般的な基準値を上回ることではなく、乳児用の基準値との関係でも、同月末には安定して基準値を下回っていた（原判決272～273、282～283頁）。

以上の事実に基づけば、いわき市について、本件事故による低線量被ばくの健康リスクが認められるような状況ではなかった。なお、一審原告らの主張する「未知性因子」をどのように感じるかについては、一般人・通常人として一般化できるものではなく、人それぞれ感じ方は異なる。

---

<sup>9</sup> なお、いわき市内における放射線量率は、本件事故直後の時期を除き（平成23年6月頃から）、概ね年間1ミリシーベルト程度以下の空間放射線量率で推移している（乙C27の1～61、乙C28の1～9、乙C31の2）。

### 3 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況

#### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、概要、(i) 避難指示の基準となっている年間20ミリシーベルトの被ばくのリスクがどの程度かも一般人には分からないこと、(ii) 一般人は空間線量率を測定できる機器がないのが通常であり、どこにホットスポットがあるのかが分かったのも、相当後のことであったこと、(iii) 低線量被ばくの影響は専門家の間でも意見が分かれており、一般人であればより不安になること、(iv) 年間20ミリシーベルト以下の被ばくを長期間受けたまま生活することによる発がん性リスクがどの程度であるか不明であることなどから、空間放射線量率の具体的な数値とは連動することなく放射性物質への不安は継続すると主張する（一審原告ら控訴理由書（損害論）19～20頁）。

#### (2) 一審被告東電の反論

ア 以下のとおり、本件事故直後の2011（平成23）年3月から、本件事故の推移、放射線の知識や健康への影響等に関する情報は、新聞報道等を通じて提供されていた。

- ① 本件事故の推移に関する情報として、本件事故直後の早期の段階（2011（平成23）年3月18日時点）で、既に、本件事故の客観的状況や、本件事故がチェルノブイリ原発事故とは規模や放射性物質の放出量等において「全く異なる」旨の専門家の意見<sup>10</sup>等が報じられていた（一審被告東電控訴理由書15頁）。

---

<sup>10</sup> 2011（平成23）年3月24日付け朝日新聞（Z.A107・21枚目）及び同年4月13日付け朝日新聞（Z.A107・47枚目）参照。



- ② いわき市の空間放射線量率等に関する情報として、2011（平成23）3月28日の時点で、既に、自主的避難等対象区域の空間放射線量率は避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（毎時換算値；毎時3.8マイクロシーベルト）を下回っていることが報道されており<sup>11</sup>、かつ、米等の作物や水道水についても、同年4月時点において基準値を下回っている旨の情報が継続的に提供されていた<sup>12</sup>（一審被告東電控訴理由書15～16頁）。
- ③ 本件事故直後より、全国紙や地方紙の報道や、専門機関のウェブサイトにより、自主的避難等対象区域における空間放射線量率については、健康への悪影響を懸念する必要がないものであることや、妊婦、胎児及び乳幼児の健康についても、悪影響を懸念する必要がないことが継続的かつ平易な表現で発信されていた（一審被告東電控訴理由書16～17頁）。

以上の報道等の状況にみられるとおり、平均的・一般的な人を基準として、本件事故当時の居住地での生活を継続しても健康への具体的な危険はないと判断するに足る十分な情報が提供されていた。

イ いわき市は、福島県の沿岸部浜通り地域に属し、本件地震や津波の甚大な被害を被った自治体である。それゆえ、いわき市の避難者数についても、地震や津波を原因とする者が相当数に及ぶ。それにもかかわらず、本件事故直後で混乱が生じていた2011（平成23）年3月15日の

---

<sup>11</sup> 2011（平成23）年3月28日付け福島民報（乙A109・23枚目）等。

<sup>12</sup> 2011（平成23）年4月1日付け福島民報（乙A109・26枚目）、同月2日付け日経新聞（乙A107・34枚目）、同月4日付け朝日新聞（乙A107・37枚目）、同月13日付け日経新聞（乙A107・46枚目）及び同月17日付け福島民報（乙A109・43枚目）参照。

時点において、いわき市の住民が自主避難を選択した割合は、上記の地震や津波による避難を含めたとしても、わずか4.5%に留まる（地震や津波を原因とする者が比較的少ないと考えられる地域の避難者数は、人口比にして0～1%台にとどまっていることを踏まえると<sup>13</sup>、いわき市においても、本件事故に起因して避難を選択した住民は同程度の割合にとどまると考えられる。）。このことは、大多数の住民が、新聞報道等を冷静に受け止め、本件事故当時の居住地での生活を継続しても健康への具体的な危険はないと判断したことを裏付けている。

ウ 本件事故直後の2011（平成23）年3月15日時点において、いわき市は、他の地域から、1万5692人もの避難者を受け入れている（乙C23・5頁）。この人数は、上記イのいわき市からの自主避難者数を上回る。つまり、他の地域の被災者にとって、いわき市は安全な地域として認識されており、いわき市の住民も避難者の受け入れを通してこのような事実を把握していた。

#### 第4 利益侵害の期間

##### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、以下のような事情を踏まえれば、「身体権に接続した平穩生活権」が、本件事故直後から2013（平成25）年4月頃まで侵害されたと主張する（一審原告ら控訴理由書（損害論）9～11頁、29～31頁）。

① 2011（平成23）年度中は、住民の生活圏については、あくまで

---

<sup>13</sup> 例えば、郡山市で1.5%、福島市で1.1%、須賀川市で1.4%、二本松市で1.1%、本宮市で0.4%、桑折町で0.3%、川俣町で0.0%、大玉村で0.1%、田村町で0.1%となっている。

も除染の「計画」のみが策定され、具体的な手続はほぼ進んでおらず、2012（平成24）年度中も、予備調査が中心であり、住民の生活圏に対する具体的な除染作業はほぼ行われていなかった（一審原告ら控訴理由書（損害論）24～25頁）。

- ② 本件事故前の空間線量率は、おおよそ毎時0.031～0.054マイクロシーベルトであったが、それに対し、いわき市の大部分について、2011（平成23）年5月においては、毎時0.5～1.0マイクロシーベルト、同年9月においては、毎時0.23～0.99マイクロシーベルト、同年11月の時点においては、毎時0.2～0.5マイクロシーベルトであった（一審原告ら控訴理由書（損害論）26～27頁）。
- ③ 第4次航空機モニタリング調査（甲A353）によると、放射性セシウムの沈着量につき、いわき市の大半が放射線管理区域（規制基準：4万ベクレル/m<sup>2</sup>）と同レベルの汚染状況であった（一審原告ら控訴理由書（損害論）27頁）。
- ④ 魚介類、野菜、食肉、野生鳥獣、山菜等から基準値を超える放射性物質が検出され、いわき市内の飲料水からも放射性物質が検出された（一審原告ら控訴理由書（損害論）27～28頁）。
- ⑤ 政府が2013（平成25）年3月13日に原子炉の冷温停止・収束宣言を事実上撤回している（一審原告ら控訴理由書（損害論）28頁）。

## 2 一審被告東電の反論

上記「1」の一審原告らの主張に対する一審被告東電の反論については、一審被告東電控訴理由書19頁以下に記載したとおりである。

そもそも、一審原告らの上記主張は、当該事実が一審原告らの心理状態に

どのような影響を与えたのか不明であり、単なる事実の羅列にとどまる。そして、以下のとおり、一審原告らの上記主張は、本件事故後に法律上保護される利益の侵害が継続していたことを何ら裏付けない。

(1) 除染作業（上記主張①に対する反論）

いわき市の空間放射線量率は、他の自主的避難等対象区域よりも著しく低い値で推移している（乙A188、乙A189、乙A191及び一審被告東電控訴理由書11～12頁、30頁）。それゆえ、いわき市は、そもそも、除染が法的に義務付けられる「除染特別地域」（放射性物質汚染対処特措法28条1項、30条1項）に指定されていない。

また、いわき市は、2011（平成23）年9月、身近な生活空間の一部において周囲より高い放射線量が測定される土砂や枝葉・落ち葉などの「特定線源」が存在していたことから、いわき市民の協力を得ながら除染活動を実施すべく、「いわき市放射線量低減のための除染マニュアル」（乙C32）を策定して配布し、市民による除染活動の積極的な支援を実施している（乙C33、乙C34）。また、原判決も認定するとおり、いわき市は、除染実施計画に基づき、2011（平成23）年以降、市内の除染を実施している（原判決298～299頁）。このように、2011（平成23）年の時点でいわき市において除染活動が開始している。そのため、2011（平成23）年時点で具体的な除染活動がほぼ行われていなかったとする一審原告らの上記主張は、事実誤認である。

さらに、一審原告らは「2012（平成24）年度中も、……住民の生活圏自体に対する具体的な除染作業はほぼ行われていなかったものである」（一審原告ら控訴理由書（損害論）25頁）と主張するが、環境庁の運営

しているウェブサイトである「除染情報サイト<sup>14)</sup>」によれば、「住民の生活圏」である公共施設の除染は、当該ウェブサイト上で最も古いデータである2012（平成24）年9月末の時点においても、発注数266か所に対し、実績数は250か所である。したがって、「住民の生活圏自体に対する具体的な除染作業はほぼ行われていなかった」というのは、誤りである。

## (2) 空間放射線量率（上記主張②に対する反論）

国際的に合意されている科学的知見である低線量被ばくWG報告書及び2007（平成19）年のICPR勧告（ZA40、ZA41）によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは困難である。

一審原告らが主張する本件事故後の空間放射線量率は、毎時0.2～1.0マイクロシーベルトにとどまり、避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（毎時3.8マイクロシーベルト）を大きく下回っている。

加えて、本件事故直後から、報道機関等により健康への具体的な危険はないと判断するに足る十分な情報が提供されており、平均的・一般的な人を基準としても、健康影響が懸念されないと判断することのできる状況にあり、事実、そのような判断をした住民が多かったと考えられる<sup>15)</sup>。

---

<sup>14)</sup> [http://josen.env.go.jp/zone/details/fukushima\\_iwaki.html](http://josen.env.go.jp/zone/details/fukushima_iwaki.html)

<sup>15)</sup> 一審原告らは、「いわき市に戻ったところ、周辺の家は、大体掃蕩していました。」（注：2011（平成23）年3月25日にいわき市に帰還した原告）（甲D27・5頁）、「子どもの学校の関係者からも、……『ほとんどの人は1か月以内に戻っていますよ……』などと言われ」た（甲D1・13頁。）、「既にこの頃（注：2011（平成23）年5月9日）

### (3) 航空機モニタリングの調査結果（上記主張③に対する反論）

放射線障害防止法に基づく管理区域の設定は、放射性同位元素を使用する施設等において、平常時の放射線業務従事者の受ける放射線被ばくや作業の状況を管理するために設定される区域であり、このような管理区域の設定基準を上回る放射線被ばく等を受けることによって健康への影響が生ずることを意味するものではなく、また、「安全」と「危険」との境界を画する意味を有するものでもない。つまり、土壌中に放射性物質が存在しているとの主張に意味はなく、当該土壌汚染によって、一番原告らの健康に対して何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのおそれが生じているのかが示されなければ意味がない。

そして、この点については、結局のところ、土壌中放射性物質濃度（ベクレル）それ自体ではなく、それによってどのような健康影響が生ずるかという点を評価する尺度となる空間放射線量（マイクロシーベルト）の実情に基づいて、健康被害の危険性が評価判断されなければならないところ、いわき市における空間放射線量率は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るのみならず、概ね年間1ミリシーベルト又はこれすら下回るという状況にあり、住民に対する具体的な権利侵害を生ぜしめる程度のものではない。

### (4) 食品・水道水等（上記主張④に対する反論）

食品からの実際の被ばくの程度について、厚生労働省による2011（平成23）年9月と同年11月において福島県で実際に流通している食

---

には自宅周辺の方々は、一時避難先からほとんどが帰宅していて、平静に戻っている様子でした。」（甲D15・4頁）と陳述しており、これらの陳述によると、多くの自主避難者は短期間のうちに避難先からいわき市に戻って生活していたのであるから、自主避難者の避難期間の観点からも上記の結論は裏付けられる。

品を検査した推計によれば、食品からの放射性セシウムによる内部被ばくの値は十分に低いことが確認されており（乙A93・Q2）、食物摂取による内部被ばくの値が十分に低いことは、広報いわきにおいても公表されている（乙A81の20）。さらに、政府は、本件事故直後である2011（平成23）年3月17日に、原子力安全委員会により示された指標値をもって暫定規制値とした上で、当該規制値を上回る食品については食用として提供されないように規制する措置を直ちに講じ（乙A88）、同月19日から、暫定規制値を超える食品の廃棄等の措置が採られていた。また、地方自治体を実施する放射性物質検査の結果は厚生労働省及び農林水産省のホームページにおいて公表されている（乙A91の2～3頁）。その後、より一層食品の安全と安心を確保するために、厚生労働省は、2012（平成24）年4月から、さらに厳格化した基準値を設置した上で、当該基準値を満たす食品の安全性について、ホームページで分かりやすく情報提供をしていた（乙A93、乙A94）。したがって、食物摂取による内部被ばくの値が十分に低いことに加えて、そもそもそのような内部被ばくが生ずるおそれのある食品が流通しないような措置が講じられ、かつ、このような措置が講じられていることは適切に周知されていた。（一審被告東電準備書面（17）9～11頁）。

また、2011（平成23）年4月17日の時点で既に、政府により、中通りを中心とした県内25市町村で原乳の出荷制限等が解除されたこと、及び福島県内で栽培されたハウス野菜全48点が食品衛生法の暫定基準値を下回ったことが公表されている（乙A109・41枚目及び43枚目／福島民報）。

水道水についても、2011（平成23）年4月11日時点において、放射性物質が検出されていないことが広報いわきにおいて公表されている（乙C31の1）。

## (5) 冷温停止・収束宣言（上記主張⑤に対する反論）

政府が2013（平成25）年3月13日に原子炉の冷温停止・収束宣言を事実上撤回している、との一審原告らの主張も、事実誤認である。すなわち、2013（平成25）年3月13日に行われた予算委員会において、茂木国務大臣（当時）は、「福島第一原発についてであります、一昨年の十二月に、原子炉の状態を定量的に評価した上で、冷温停止状態になった、これが確認され、現在でも安定した状態にあることは変わりない、このように考えております。」と明言しており、本件原発が冷温停止状態にあることを否定するような発言はない（乙A202）。

## 第5 損害額<sup>16</sup>

### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、本件の損害額について、概要、以下のとおり主張する。

- ① 自主的避難等対象区域の一般の成人について、被害の実際と法益侵害の重大性に照らせば、原判決の認容額は不当である（一審原告ら控訴理由書（損害論）37～38頁）。
- ② 自主的避難等対象区域の子ども及び妊婦について、中間指針や一審被告東電の自主基準でさえも、2012（平成24）年1月から同年8月までは慰謝料の発生を認めているにもかかわらず、2011（平成23）年10月以降については、一切損害が発生しないとした原判決

---

<sup>16</sup> 慰謝料増額事由については、本来、損害論に位置づけられるものであるが、一審原告らが、2021（令和3）年11月30日付け控訴理由書（責任論②）において、責任論と併せて慰謝料増額事由を主張することから、一審被告東電の反論については、令和4年3月14日付け「控訴答弁書(1)」に記載している。



の認定は誤りであり、また、そもそも被害実態に照らせば認容額が低額に過ぎる（一審原告ら控訴理由書（損害論）38～39頁）。

- ③ 旧屋内退避区域は、旧緊急時避難準備区域と同様に本件原発からの30キロ圏内であるにもかかわらず、いわき市に含まれるというだけで旧緊急時避難準備区域の自主賠償額の半額にも満たない金額を認容額とするのは合理性を欠く（一審原告ら控訴理由書（損害論）39～41頁）。
- ④ 請求が棄却されたB原告（本件事故当時胎児でもなく、事故後に出生した原告）について、自主的避難等対象区域内で暮らしてきた子を持つ親の不安や、子どもの将来に対する不安、子どもの不安やストレスは、他県と比べると高い水準で長期間継続しているのであるから、損害の発生はないという原判決の認定は被害実態にそぐわない（一審原告ら控訴理由書（損害論）41頁）。
- ⑤ 請求が棄却された、本件事故当時にいわき市に居住していなかった原告について、空間放射線量率を重視しすぎており、かつ、当時のいわき市の実情を全く踏まえていない不当な判断である（一審原告ら控訴理由書（損害論）41～42頁）。
- ⑥ 一審原告らは、個々の被害事実及び損害の大きさは異なるものの、質的に共通性のある損害の賠償を請求している（一審原告ら控訴理由書（損害論）45～46頁）。

## 2 一審被告東電の反論

### (1) 共通の損害（上記主張⑥に対する反論）

ア 一審被告東電控訴理由書42～49頁で述べたとおり、慰謝料額の算定においては、ある原告には全く当てはまらない事情を当該原告の慰謝

料額の算定で考慮することは、「著しく不相当であって経験則もしくは条理に反する」違法なものである<sup>17</sup>。各一審原告らの被った損害の大きさが異なるのであれば、共通損害の賠償を求める本件訴訟においては、一審原告ら全員に共通する最小限度の損害に限り賠償がなされることになる。

イ しかし、一審原告らは、被害事実の存否や損害の大きさの違いがあることについて認めつつも、当該損害には質的に共通性があるという抽象的な主張をするのみで（一審原告ら控訴理由書（損害論）45頁）、一審原告らに共通する最小限度の損害の内容等に関する主張立証はおろか、一審原告らが主張する質的共通性を裏付ける具体的根拠も全く示されていない。

ウ 一審原告らによる損害の共通性の主張が不十分であることは、「精神的人格権としての平穩生活権」の有無の判断要素の中で列挙される①から⑥までの利益（一審原告ら控訴理由書（損害論）22頁）の非共通性からも明らかである。すなわち、「①農作物・魚介類、山菜等の自然の恵みの交換や自給自足等によって生活費を代替する利益」及び「②農作物等の物々交換や海・山等での野外活動を通じて地域住民とつながり、相互に助け合う利益」については、農作物等による生活費の代替、及び農作物等の物々交換や野外活動の実施による地域住民との交流の有無は、個々の一審原告らの生活状況や環境に依拠しており、例えば、いわき市中心部の市街地に居住している一審原告らにも共通している利益であるとは認め難い。「③地域の自然環境を享受し恩恵を受ける利益」についても、一審原告らの居住環境やライフスタイル、趣味趣向によって自然

---

<sup>17</sup> 最判昭和38年3月26日集民65号241頁。

環境の恩恵の程度は大きく異なる。また、「④被ばくへの不安をめぐる家族間・地域住民同士」の一体性については、個々の相手方によってその状況や人・地域との関わりも千差万別である。さらに、「⑤子どもの生活環境及び教育環境」については、そもそも、成人である一審原告らには全く当てはまらず、「⑥地域力（農業・水産業・観光業・工業、人材、生業）」については職業に従事していない者（無職の者、家事に専従する者、学生、未就学児など）に全く当てはまらないことは明らかである。

エ したがって、一審原告らが主張する上記の利益は共通性を欠いているのであるから、共通損害を検討するに当たって、これらの利益を考慮することは認められない。

## (2) 賠償額の相当性（上記主張①～⑥に対する反論）

### ア 自主的避難等対象区域の一般の成人について（上記主張①に対する反論）

上記「第3」のとおり、一審原告らが指摘する事情を踏まえたとしても、「受忍限度」を超える利益侵害があったことすらも認められないのであるから、被害が「重大」とはいえず、原判決の認容額が不当に低額であるといえない。

### イ 自主的避難等対象区域の子ども及び妊婦について（上記主張②に対する反論）

中間指針等は、被害者に十分な救済を与える目的で作成されているのであるから（一審被告東電控訴理由書36～38頁）、賠償額のみなら

ず賠償対象期間についても、必ずしも実際に生じた損害に対応するものではなく、より長期に認めている。

したがって、賠償対象期間が損害の発生を前提としていない以上、中間指針等における賠償対象期間から利益侵害期間の長短を論ずることは誤りである。

#### ウ 旧屋内退避区域の住民について（上記主張③に対する反論）

旧屋内退避区域の住民と旧緊急時避難準備区域の住民とは、2011（平成23）年4月22日以降に政府の指示に伴う生活上の制約（緊急時に避難又は屋内退避ができるように準備を行うこと）があったか否かという点で決定的な違いがあり、このような制約の有無を前提に旧緊急時避難準備区域の自主賠償における賠償対象期間は算定されている（中間指針においても、避難指示等の解除時期が賠償対象期間の終期の基準とされている〔乙C2・19頁〕）。

したがって、旧屋内退避区域の住民と旧緊急時避難準備区域の住民との間で賠償対象期間に差が設けられたことには合理的理由があり、自主賠償額の合計の多寡のみで本件の損害額を論ずることは、旧屋内退避区域の住民と旧緊急時避難準備区域の住民が当時置かれていた状況の差異を無視している。

#### エ B原告について（上記主張④に対する反論）

上記「第2」のとおり、仮に、B原告に不安やストレスが生じていたとしても、主観的な不安やストレスにとどまり、法律上保護される利益として保護されない。

オ 本件事故当時にいわき市に居住していなかった原告について（上記主張⑤に対する反論）

本件において、一審原告らに「共通損害」がないことについては上記「(1)」のとおりであるが、仮に「共通損害」を観念し得るとしても、当該「共通損害」として想定されるのは、いわき市における健康不安や社会生活上の不利益、すなわち、本件事故当時にいわき市に居住していた原告の健康不安や社会生活上の不利益である。したがって、本件事故当時にいわき市に居住していなかった原告には本件で問題とされている「共通損害」はない。

以上